

# 障害年金の請求は時間がかかります 手続はお早めに

障害厚生(共済)年金は、被用者年金制度一元化により、平成27年10月からは在職中でも支給されるようになりました。これに伴い、組合員の皆さまからの問合せが増えています。

これから請求をお考えの皆さまは次の3つのポイントにご注意ください。

## Point 1

### ご自身の傷病について医師に相談しましょう!



障害年金を請求するとき、請求者の症状が厚生年金保険法に基づく障害等級に該当するかどうかを認定審査します。

ひと口に「障害」と言っても、身体的な病気やケガ又は精神疾患など幅広く、さまざまな傷病により就業や日常生活に支障がある方が請求されています。必ず請求の前にご自身の症状が障害等級1～3級に該当する可能性があるか、主治医とよくご相談ください。

## Point 2

### 問合せる前に「初診日」を確認しましょう!

認定審査は、原則として障害認定日(初診日から1年6か月経過した日)時点と請求時点の診断書を使って行います。このため、初診日が確定しないことには障害認定日が決まらず、医療機関に診断書の作成を依頼することができません。また、傷病について初めて受診した医療機関と現在診療を受けている医療機関が異なるときは、初診の医療機関に受診状況を証明してもらう必要があります。

**初診日とは…** その傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

**初診日から時間が経つほど、  
診断書など医師の証明書類を取得することが難しくなります。**

請求をお考えの方は、先伸ばしにせず、ご自身の病歴・受診歴を整理して、下記担当へ一度ご連絡ください。



## Point 3

### 傷病手当金とは併給調整されるのでご注意ください!

**障害年金は請求から年金決定まで最短でも6か月以上かかります。**



障害年金は請求後すぐに受給開始できるものではないため、傷病手当金の受給中であっても手続を進めておくことをおすすめします。

ただし、傷病手当金を受給している(いた)方が、障害年金の請求をして認定されたとき、双方の支給期間が重複する場合は、傷病手当金の支給金額が調整されます。年金が支給開始されたときに、重複期間の傷病手当金を返還していただきますので、ご注意ください。